

人事委員会年報

平成 29 年度

千葉市人事委員会

目 次

第1章 人事委員会の組織及び運営	2
1 人事委員会の設置	2
2 人事委員会の構成	2
3 人事委員会の開催状況	3
4 事務局	8
(1)組織	8
(2)事務分掌	8
(3)予算の状況	9
第2章 任用関係業務	10
1 採用試験	10
2 採用選考	10
第3章 給与関係業務	13
1 給与に関する報告及び勧告	13
2 条例案に対する意見の申し出	20
3 規則改廃等の協議	21
第4章 公平審査関係業務	22
1 勤務条件に関する措置要求	22
2 不利益処分に関する審査請求	22
3 苦情相談	22
第5章 職員団体関係業務	23
1 職員団体の登録	23
2 管理職員等の範囲	23
第6章 労働基準関係業務	27
第7章 人事委員会規則の制定改廃	29

第1章 人事委員会の組織及び運営

1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会を置くことができるものとされている。

本市においては、政令指定都市の移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成3年10月1日、地方公務員法第7条第2項の規定に基づく千葉市人事委員会設置条例（平成3年千葉市条例第32号）により、人事委員会が設置された。翌平成4年4月1日、政令指定都市への移行に伴い、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく人事委員会となった。

2 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員をもって構成する合議制の執行機関であり、委員は議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとされており、任期は4年である。

本委員会の委員は非常勤であり、その構成は次のとおりである。

(平成30年3月31日現在)

職	氏名	任期	備考
委員長	酒井正利	21. 10. 1～25. 9. 30 25. 10. 1～29. 9. 30 29. 10. 1～32. 9. 30	弁護士 21. 10. 1 委員長就任
委員 委員長職務代理者	萩原三千雄	26. 10. 1～30. 9. 30	(元)千葉市総務局長
委員	藤原七重	28. 1. 1～31. 12. 31	千葉商科大学教授

3 人事委員会の開催状況

回数	開催年月日	議 事
第 1 回 (定例会)	29. 4. 7	議 案 1 職員採用試験（上級）の実施について 2 職員採用選考（獣医師等）の実施について 3 職員採用試験（中級、初級、保育士）の実施について 4 職員採用選考（栄養士等）の実施について 5 民間企業等職務経験者を対象とした職員採用試験の実施について 6 民間企業等職務経験者を対象とした職員採用選考（獣医師）の実施について 7 身体障害者を対象とした職員採用選考の実施について 報 告 1 職員の採用選考（委任）の結果について 2 平成 28 年度における職員からの苦情相談について
第 2 回 (定例会)	29. 4. 25	報 告 3 職員の採用選考（委任）の実施について 4 職員の採用選考（委任）の結果について 5 平成 28 年度職員採用試験に係る採用候補者の採用の結果について 6 平成 29 年職種別民間給与実態調査の実施について 7 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議について 8 民間給与実態調査等に関わる要請書等について
第 3 回 (定例会)	29. 5. 23	議 案 8 贈与等報告書について
第 4 回 (定例会)	29. 6. 6	議 案 9 職員採用試験（上級）の実施について 報 告 9 平成 29 年度職員採用試験（上級）・職員採用選考（獣医師等）の申込状況について
第 5 回 (定例会)	29. 6. 23	報 告 10 公益的法人等へ派遣した職員の処遇の状況等について 11 条件付採用期間の延長について

回数	開催年月日	議 事
第 6 回 (定例会)	29. 7. 21	議 案 10 職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部改正について 11 千葉市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部改正について 12 職員の任用に関する権限の委任について 13 千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 14 千葉市職員の退職管理に関する規則の一部改正について 報 告 12 職員採用試験（上級）に係る第一次試験合格者の決定について 13 職員採用選考（獣医師等）に係る第一次選考合格者の決定について 14 職員の採用選考（委任）の結果について 15 第 1 2 5 回全国人事委員会連合会総会について 16 第 6 0 回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会について 17 千葉市労働組合連絡協議会からの申入れについて
第 7 回 (定例会)	29. 8. 21	議 案 15 人事行政の運営状況及び業務の状況の報告について 16 職員採用試験（上級）に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 17 職員採用選考（獣医師等）に係る最終合格者の決定について 報 告 18 平成 2 9 年度職員採用試験・選考（上級・中級・初級等）、民間企業等職務経験者採用試験及び身体障害者採用選考の申込状況について 19 職員採用試験及び採用選考（委任）の実施について 20 人事院の給与勧告の概要について 21 平成 2 9 年千葉市職員給与等実態調査の結果について 22 給与勧告等に関する要請書等について
第 8 回 (定例会)	29. 9. 1	議 案 18 条例案に対する意見について 報 告 23 条件付採用期間の延長について 24 平成 2 9 年度職種別民間給与等実態調査の結果について 25 大都市人事委員会連絡協議会事務局長会議について
第 9 回 (定例会)	29. 9. 12	報 告 26 千葉市労働組合連絡協議会からの申入れについて 協 議 1 平成 2 9 年職員の給与に関する報告及び勧告のむすびについて
第 1 回 (臨時会)	29. 9. 22	議 案 19 職員採用試験（技能員）の実施について 20 平成 2 9 年職員の給与に関する報告及び勧告について 報 告 27 職員採用試験（上級）に係る第一次試験合格者の決定について 28 職員の採用選考（委任）の結果について

回数	開催年月日	議 事
第 10 回 (定例会)	29. 10. 3	議 案 21 人事委員会委員長の選挙について 22 委員長職務代理者の指定について 23 給料表の適用を異にする異動における職務の級の承認について 報 告 29 条件付採用期間の延長について
第 11 回 (定例会)	29. 10. 13	報 告 30 職員採用試験（中級、初級（消防士を除く）、保育士、民間企業等職務経験者（保育士）に係る第一次試験合格者の決定について 31 職員採用選考（栄養士等）に係る第一次選考合格者の決定について 32 職員の採用選考（委任）の結果について
第 12 回 (定例会)	29. 11. 7	議 案 24 職員採用試験（上級事務（学芸員）、初級事務、保育士、民間企業等職務経験者（保育士）に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 25 身体障害者を対象とした職員採用選考に係る合格者の決定について 報 告 33 職員採用試験（初級消防士、民間企業等職務経験者（保育士を除く））に係る第一次試験合格者の決定について 34 職員採用選考（民間企業等職務経験者）に係る第一次選考合格者の決定について 35 職員の採用選考（委任）の実施について 36 平成 29 年度政令指定都市の給与勧告の概要について 37 解雇予告除外認定について
第 13 回 (定例会)	29. 11. 24	議 案 26 職員採用試験（中級、初級（事務を除く）、民間企業等職務経験者（事務・技術）に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 27 職員採用選考（栄養士等、民間企業等職務経験者（獣医師等）に係る最終合格者の決定について 28 条例案に対する意見について 報 告 38 平成 29 年度職員採用試験（技能員）の申込状況について 39 平成 29 年都道府県等の給与勧告の概要について 40 大都市人事委員会連絡協議会課長会議について
第 14 回 (定例会)	29. 12. 19	議 案 29 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について 30 千葉県職員の給与に関する条例の規定に基づく規則改正の協議について 31 千葉県職員の育児休業等に関する条例の規定に基づく規則改正の協議について 報 告 41 千葉県職員採用説明会等の開催について 42 職員採用試験（技能員）に係る第一次試験合格者の決定について 43 職員採用試験及び採用選考（委任）の結果について

回数	開催年月日	議 案	事
第 15 回 (定例会)	30. 1. 23	議 案 32 職員採用試験（技能員）に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について	
第 16 回 (定例会)	30. 2. 16	議 案 33 平成 30 年度職員採用試験・選考の日程及び主な受験資格について 34 条例案に対する意見について 35 千葉県職員の給与に関する条例の規定に基づく規則改正の協議について 報 告 44 大都市人事委員会連絡協議会課長会議について 45 職員の採用選考（委任）の結果について 46 平成 30 年度人事委員会当初予算（案）について 47 地方公務員の賃金等の改善にかかわる要請書等について	
第 17 回 (定例会)	30. 3. 8	議 案 36 職員の採用選考及び職務の級・号給の承認について 37 千葉県消防吏員（回転翼航空機操縦士）採用選考の実施に係る協議について 38 特定任期付職員の任期の更新について 39 労働基準法別表第 1 適用の事業区分について 40 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 41 千葉県職員の特殊勤務手当支給条例の規定に基づく規則改正の協議について	
第 18 回 (定例会)	30. 3. 20	議 案 42 職員の採用選考及び職務の級・号給の承認について 43 給料表の適用を異にする異動における職務の級の承認について 44 平成 30 年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則の制定について 45 平成 30 年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則の運用について 46 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第 4 4 条の運用の一部改正について 47 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第 4 3 条の運用について 48 職務に専念する義務の特例に関する規則第 2 条第 1 1 号の規定に基づく職務専念義務免除の承認事項の変更について 報 告 48 千葉県職員採用説明会等の実施状況について 49 職員の採用選考（委任）の実施について	

回数	開催年月日	議 事
第 2 回 (臨時会)	30. 3. 27	<p>議 案</p> <p>49 千葉市人事委員会事務局職員の任命について</p> <p>50 職員の職務の級・号給の承認について</p> <p>51 給料表の適用を異にする異動における職務の級の承認について</p> <p>52 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>53 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について</p> <p>54 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の運用の一部改正について</p> <p>55 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第 1 4 条の運用について</p> <p>56 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第 4 7 条に基づく別段の取扱いの承認について</p> <p>57 千葉市職員の給与に関する条例等の規定に基づく規則改正の協議について</p> <p>58 千葉市職員退職手当支給条例の規定に基づく市長が別に定める事項の改正に係る協議について</p> <p>報 告</p> <p>50 千葉市労働組合連絡協議会からの申入れについて</p>

4 事務局

平成 29 年 4 月 1 日現在の事務局の組織及び事務分掌は次のとおりである。

(1) 組 織



(2) 事務分掌

〈給 与 班〉

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 職員に関する条例の制定又は改廃について、議会への意見の申出に関すること。
- ウ 人事委員会規則、規程等の制定、改廃及び公布に関すること。
- エ 事務局の庶務に関すること。
- オ 事務局職員の任免及び服務に関すること。
- カ 人事記録の管理に関すること。
- キ 人事に関する統計報告に関すること。
- ク 人事評価、給与、勤務時間その他勤務条件についての調査研究に関すること。
- ケ 人事評価、給与、勤務時間その他勤務条件についての報告及び勧告に関すること。
- コ 給与の支払の監理に関すること。
- サ 厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究に関すること。
- シ 研修についての調査研究に関すること。
- ス 分限及び懲戒に関すること。
- セ 勤務条件に関する措置の要求に関すること。
- ソ 不利益処分についての審査請求に関すること。
- タ 職員の苦情の処理に関すること。
- チ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- ツ 再就職者による依頼等の規制違反の監視に関すること。
- テ 職員の職務に係る倫理の保持に関すること。
- ト 管理職員等の範囲に関すること。
- ナ 職員団体の登録に関すること。
- ニ 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。

〈任用班〉

ア 人事委員会の広報に関すること。

イ 競争試験及び選考に関すること。

(3) 予算の状況

平成 29 年度における本人事委員会の当初予算は、次のとおりである。

科		目	予 算 額
		節	(千円)
(款)	総 務 費	報 酬	3, 2 5 1
		給 料	4 5, 4 2 7
		職 員 手 当 等	4 5, 8 7 3
		共 済 費	1 7, 1 3 0
		災 害 補 償 費	1
(項)	人 事 委 員 会 費	賃 金	8 4 7
		報 償 費	3 6
		旅 費	8 4 4
(目)	人 事 委 員 会 費	需 用 費	4, 4 9 4
		役 務 費	1, 2 2 8
		委 託 料	6, 8 0 2
		使用料及び賃借料	7 5 6
		負担金、補助及び交付金	2, 0 2 7
計			1 2 8, 7 1 6

第2章 任用関係業務

職員の任用は、地方公務員法及び職員の任用に関する規則等に基づき運営され、成績主義及び平等取扱いの原則をその基本理念としている。

職員の採用は、原則として競争試験によることとなっているが、職の特殊性及び競争試験によることが不相当と認められる場合等には、選考によることができるとされている。

1 採用試験

平成 29 年度の職員採用試験は、上級、中級、初級、民間企業等職務経験者、保育士及び技能員について実施した。実施結果は別表 1 のとおりである。

なお、民間企業等職務経験者の試験区分に事務（医療）を新設し、職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定に基づき、病院事業管理者へ採用試験の事務を処理する権限を委任している。

2 採用選考

選考により採用できる職は、職員の任用に関する規則で定められている。

平成 29 年度の職員採用選考（公募）は、行政の選考区分における獣医師、薬剤師、保健師、心理判定員、栄養士、看護師及び学校栄養職員並びに身体障害者対象（事務・初級）について実施した。実施結果は別表 1 のとおりである。採用選考（個別）による実施結果は、別表 2 のとおりである。

なお、職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定に基づき、職員の任用に関する規則第 9 条第 1 号に規定する職のうち、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、心理療法士、歯科衛生士、学校栄養職員を除く栄養士、言語聴覚士、看護師及び准看護師（これらのうち行政職給料表又は医療職給料表（2）の適用を受けるものを除く。）の職並びに医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び助産師の職への採用について、また、同規則第 9 条第 2 号に規定する職のうち、診療情報管理士の職への採用については任命権者へ選考を委任している。

任用関係別表

1 平成29年度職員採用試験・採用選考（公募）の実施状況

試験区分		申込者数 〈人〉	第一次試験		第二次試験		競争倍率 〈倍〉 (A)/(B)	
			受験者数 〈人〉 (A)	合格者数 〈人〉	受験者数 〈人〉	合格者数 〈人〉 (B)		
上級	事務	行政 A	452	346	90	88	27	12.8
		行政 B	49	36	15	15	3	12.0
		福祉	40	35	18	18	8	4.4
		情報	14	10	7	7	2	5.0
		学芸員	22	20	11	11	2	10.0
	技術	土木	37	28	21	20	12	2.3
		建築	17	15	11	11	7	2.1
		電気	16	13	11	8	2	6.5
		機械	7	6	3	3	2	3.0
		化学	13	12	9	9	3	4.0
		造園	25	20	12	12	2	10.0
		畜産	34	29	15	15	2	14.5
	消防士	行政	229	198	34	34	12	16.5
		建築	4	3	2	2	0	-
		電気	2	1	0	-	-	-
		化学	1	1	1	1	0	-
小計		962	773	260	254	84	9.2	
中級	学校事務	95	56	14	12	5	11.2	
初級	事務	78	61	30	30	6	10.2	
	学校事務	28	19	12	11	5	3.8	
	消防士	524	474	103	97	33	14.4	
	小計	630	554	145	138	44	12.6	
民間企業等 職務経験者	事務	行政	358	219	23	22	3	73.0
		福祉	38	29	7	7	1	29.0
		情報	77	53	9	9	2	26.5
	技術	土木	33	18	10	9	3	6.0
		建築	18	10	5	5	2	5.0
		電気	18	10	4	4	1	10.0
		機械	17	12	9	8	3	4.0
	資格 免許職	造園	9	9	6	6	1	9.0
		保育士	53	40	25	24	7	5.7
		獣医師	9	7	5	5	1	7.0
小計		630	407	103	99	24	17.0	
資格免許職 (行政)	獣医師	8	8	6	6	1	8.0	
	薬剤師	19	18	15	15	4	4.5	
	保健師	36	32	22	22	6	5.3	
	心理判定員	10	9	9	8	3	3.0	
	保育士	322	282	144	133	64	4.4	
	栄養士	33	26	11	11	1	26.0	
	看護師	13	12	9	9	5	2.4	
	学校栄養職員	38	33	14	13	5	6.6	
	小計		479	420	230	217	89	4.7
技能員(A)		97	80	46	42	10	8.0	
技能員(B)		21	16	9	9	3	5.3	
身体障害者対象(事務・初級)		12	10	-	-	5	2.0	
合計		2,926	2,316	807	771	264	8.8	

2 平成 29 年度採用選考(個別)の実施状況

区 分	級 区 分	合格者数(人)
行 政 職	8 級 職	0
	7 級 職	0
	6 級 職	1
	5 級 職	2
	4 級 職	0
	3 級 職	1
	2 級 職	1
合 計		5

※ 任命権者より採用選考請求のあったもののみ記載

第3章 給 与 関 係 業 務

1 給与に関する報告及び勧告

人事委員会は、地方公務員法の規定するところにより、給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず調査・研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて議会及び市長に対し同時に報告をするものとされている。また、給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができるかとされている。

そこで、本委員会は、職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員給与その他職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行った。

これらの結果に基づき、本委員会は、平成29年9月29日、市議会及び市長に対し、職員の給与に関する報告及び勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

平成29年職員の給与に関する報告及び勧告の概要

《本年の給与勧告のポイント》

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.13%)を解消するため、給料月額引上げ
- ② 期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ 0.1月分(4.30月分 → 4.40月分)
- ③ 管理職手当の一部・初任給調整手当の引上げ
 - ・ 平均年間給与は4万7千円の増

給与制度の総合的見直しの実施にあたり抑制した昇給を一部回復(平成30年4月実施)

1 職員及び民間給与実態調査

本委員会は、本市職員の給与と市内民間従業員の給与との精密な比較を行うため、本年4月現在におけるそれぞれの給与等の実態について調査を実施した。

- 〔 調査を実施した民間事業所 市内103事業所[※](調査完了94事業所、調査完了率91.3%)
- 〔 調査実人員 4,369人

※ 企業規模50人以上、事業所規模50人以上の420事業所から層化無作為抽出法により抽出

2 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

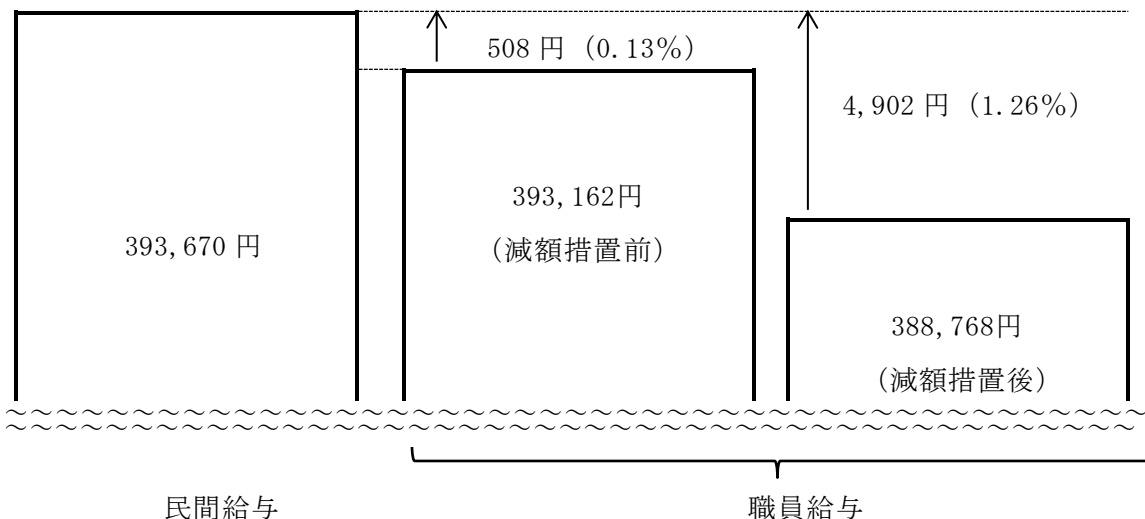
事務・技術職の本市職員の給与(減額措置前)と市内民間従業員の給与を比較した結果、民間給与が職員給与を上回っていることが認められた。

民間給与(A)	職員給与(B)		較差
			$((A) - (B) / (B)) \times 100$ $((A) - (B))$
393,670円	減額措置前	393,162円	0.13% (508円)
	減額措置後	388,768円	1.26% (4,902円)

(参考)

(注) 平成29年4月時点の給料の減額率は、△1.0%~△5.0%である。(若年層の職員等を除く)
上記職員(新卒者、保育士等を除く)の平均年齢は40.2歳、平均経験年数は18.0年である。

(給与減額措置前後の職員給与と民間給与との較差)



(2) 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの1年間の市内民間従業員の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較した結果、民間支給月数が職員支給月数を上回っていることが認められた。

民間支給月数	職員支給月数	支給月数の差
4.40月	4.30月	0.10月

3 給与改定の内容

(1) 月例給

ア 給料

民間給与との較差を踏まえ、給料表を平均0.2%引上げ

- ・ 行政職給料表 民間の初任給との差等を踏まえ、初任給を800円引上げ
その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定
- ・ その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に引上げ

また、級間の重なりが大きいといった給料表の構造を適正化する観点から、行政職給料表7・8級及び医療職給料表（1）4級について、初号付近を削除するとともに最大で8号給増設

イ 管理職手当

給与制度の総合的見直し等による給料表の引下げ改定に伴い引き下げた、一部の職務の級について、支給月額を引上げ

ウ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表（1）の改定状況を踏まえ引上げ

(2) 期末・勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため、0.1月分の引上げ（4.30月分→4.40月分）

支給月数の引上げ分は、民間の支給状況等を参考に勤勉手当に配分

(3) 改定の実施時期

- ・ 月例給 平成29年4月1日
- ・ 期末・勤勉手当（平成29年度分） 平成29年12月1日
（平成30年度以降分） 平成30年4月1日

4 給与制度の総合的見直しに伴う昇給抑制の回復

- ・ 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた見直しと

いう観点から、国に準じ平成 27 年 4 月から給与制度の総合的見直しを実施

- ・ 給料表水準の引下げに際し 3 年間の経過措置を講じつつ、地域手当等の段階的引上げに必要な制度改正原資の確保のため、国に準じ平成 27 年 4 月の昇給を 1 号給抑制
- ・ 経過措置の終了により生じる原資の残余分を用いて平成 27 年に抑制された昇給を回復することとし、平成 30 年 4 月 1 日において 44 歳に満たない職員の号給を同日に 1 号給上位に調整

5 その他報告する事項

(1) 人材の確保及び育成

ア 人材の確保

- ・ 多様で有為な受験者をより多く確保するため、各種広報媒体の活用や採用説明会などのこれまでの取組を検証し、創意工夫を凝らしながら、より多くの受験者層に対する確かつ効率的に募集活動を展開
- ・ 受験者の能力をより適正に評価する試験内容となっているか検証するとともに、採用を取り巻く環境を踏まえ、適切な募集方法について、更に検討

イ 人材の育成

育児や介護に携わる職員や再任用職員の増加など、働き方が多様化する職場環境を的確に把握したうえで、職員個人の意欲・能力が向上し、真に必要な人材となることはもとより、職場組織の活力・能力が高まる取組を実施するよう期待

(2) 千葉県職員の「働き方改革」

ア 長時間労働の是正

- ・ 時間外勤務の縮減にあたっては、業務量を適切に把握し、削減に努めることが重要。業務量が人員に比較してなお過大であれば、人員配置の見直しなど幹部職員のトップマネジメントの発揮により是正に努められたい。
- ・ 教員の長時間勤務について、中央教育審議会の緊急提言の趣旨に鑑み、適切な勤務時間の管理と勤務負担軽減の取組を進められたい。

イ 仕事と家庭生活の両立支援

育児や介護に係る休暇・休業制度の周知に努めるとともに、活用しやすい職場環境となるよう、管理監督者のマネジメントを発揮されたい。

ウ 心の健康保持

ストレスチェックの活用により、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場環境改善に努められるよう、更なる取組を検討されたい。

エ 管理監督者のマネジメント

働き方改革には、管理監督者の適切なマネジメントの発揮が必要不可欠。研修等の機会を通じ、マネジメント能力の向上が図られるよう努められたい。

(3) 雇用と年金の接続

- ・ 公務員の定年の引上げに係る国の検討の推移を注視し、見直しに向け適切な対応が必要
- ・ 再任用職員の増加が進む中、その能力や経験を活用するポストや職域の確保について、引き続き検討されたい。

(4) 非常勤職員の勤務環境の整備

- ・ 法改正による会計年度任用職員制度等について、時機を逸しないよう適切に対応されたい。
- ・ 休暇制度について、国や他団体の状況を踏まえた検討が必要

(5) 公務員倫理

- ・ 職員の倫理に関する意識付けに努め、厳正な服務規律の確保を図ることが必要
- ・ 不適正な事務処理等の案件が散見されることから、適切な進捗管理や十分なチェック体制の確保など再発防止に努められたい。
- ・ 各職員においては、公務に携わる者としての自らの立場を自覚し、職務上はもとより、職務外においても、公務員として法令遵守の意識を強く持って行動されるよう望む。

(参考)

(1) 勧告に基づく職員給与の試算

<平均給与等>

行政職		現行額	勧告実施後試算額	増減額	増減率
平均給与	減額措置前	379,642 円	380,136 円	494 円※	0.13%
	減額措置後	375,683 円	376,171 円	488 円	0.13%
平均年間給与	減額措置前	620 万 7 千円	625 万 4 千円	4 万 7 千円	0.76%
	減額措置後	616 万円	620 万 6 千円	4 万 6 千円	0.75%

※ 内訳は、給料が 427 円、管理職手当が 3 円、はね返り分(給料等に一定割合を乗じて支給額が定められている手当について、給料等の改定に伴い手当額が増減する分)が 64 円である。

注1 行政職給料表適用職員(消防職員を除く) (4,534 人、平均年齢 39.5 歳、平均経験年数 17.3 年)

2 平均給与は、給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(基礎額)の合計額

3 「平均年間給与」=平均給与×12+期末・勤勉手当(千円未満四捨五入)

<所要額(勧告どおり実施された場合の試算額)>

行政職給料表適用職員(消防職員を除く)	約2億1千万円
全職員	約5億3千万円

注1 職員は、再任用、育児休業、派遣職員等を除く

2 減額措置前の額による試算

(2) モデル給与例

職務段階	年齢	改定前年間給与	改定後年間給与	差引
主事	25	3,668,000 円	3,703,700 円	35,700 円
主任主事	30	4,502,100 円	4,542,200 円	40,100 円
主査	40	6,327,600 円	6,376,900 円	49,300 円
課長	50	9,286,500 円	9,350,300 円	63,800 円
局長	57	11,471,900 円	11,564,600 円	92,700 円

注1 「年間給与」=月額(給料、管理職手当及び地域手当の合計額)×12+期末・勤勉手当(百円未満四捨五入)

2 減額措置前の額による試算

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者10,000円、子1人につき8,000円等)を支給

(3) 最近の給与勧告等の状況

年	勧告の有無	月例給		期末・勤勉手当(ボーナス)		平均年間給与	
		較差率	較差額	年間支給月数	対前年比増減	増減額	増減率
平成 19 年	○	0.05%	226 円	4.50 月	0.05 月	2.6 万円	0.4%
平成 20 年	—	0.02%	88 円	4.50 月	—	—	—
平成 21 年	○	△0.36%	△1,529 円	4.15 月	△0.35 月	△17.4 万円	△2.5%
平成 22 年	○	△0.15%	△635 円	3.95 月	△0.2 月	△9.3 万円	△1.4%
平成 23 年	○	△0.12%	△497 円	3.95 月	—	△0.8 万円	△0.1%
平成 24 年	—	△0.02%	△66 円	3.95 月	—	—	—
平成 25 年	—	0.02%	86 円	3.95 月	—	—	—
平成 26 年	○	0.39%	1,564 円	4.10 月	0.15 月	8.4 万円	1.3%
平成 27 年	○	0.84%	3,331 円	4.20 月	0.1 月	9.2 万円	1.5%
平成 28 年	○	△1.52%	△6,073 円	4.30 月	0.1 月	△5.9 万円	△0.9%
平成 29 年	○	0.13%	508 円	4.40 月	0.1 月	4.7 万円	0.8%

注1 平均年間給与は行政職給料表適用職員(消防職員を除く)の給与である。

2 減額措置前の額による試算

2 条例案に対する意見の申し出

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。

本委員会に、議会から意見を求められた条例案は次のとおりであり、このうち、千葉市職員の平等な任用機会を確保し成年被後見人及び被保佐人の自立と社会参加を促進する条例案による欠格条項の例外を定めることについては、地方公務員法の趣旨を踏まえ、慎重に対応するよう求める旨の意見を申し出たが、その他の条例案については、異議ない旨の意見の申し出を行った。

年月日	条例案名	概要
平成 29 年 9 月 1 日	千葉市職員の平等な任用機会を確保し成年被後見人及び被保佐人の自立と社会参加を促進する条例	成年被後見人及び被保佐人に対し、欠格条項の例外とする旨を規定する。
平成 29 年 11 月 24 日	千葉市職員の給与に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	本委員会が平成 29 年 9 月 29 日に行った「職員の給与に関する報告及び勧告」に基づき、一般職の職員の給料、初任給調整手当及び期末・勤勉手当を引き上げる旨の改正を行う。
	千葉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	再任用短時間勤務職員が、1 歳 6 か月から 2 歳に達する日までにある当該職員の子を養育をするために育児休業をすることができる場合を規定する。
平成 30 年 2 月 16 日	千葉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例	国家公務員に準じ、退職手当の支給水準を引き下げるほか、雇用保険法の一部改正に伴い規定の整備を行う。
	千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	義務教育費国庫負担金の算定方法の見直しに伴い、教員特殊業務に係る手当額を引き上げる旨の改正を行う。

3 規則改廃等の協議

職員の給与に関する条例等に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは、市長はあらかじめ人事委員会と協議しなければならないこととされている。

本委員会に、市長から協議された規則案は次のとおりであり、このうち、平成30年2月16日に回答した千葉市職員の管理職手当に関する規則の改正による給与の減額措置については、極めて残念であり、本市の財政状況はいまだ厳しいものであることは理解するものの、職員の士気への影響等を考慮し、速やかに解消するよう求めたが、その他の規則案については、異議ない旨の回答をした。

年 月 日	協 議 の 内 容
平成 29 年 12 月 19 日	(1) 千葉市職員の管理職手当に関する規則の改正 (2) 千葉市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の改正 (3) 千葉市職員の初任給調整手当の支給に関する規則の改正 (4) 千葉市職員の育児休業等に関する規則の改正
平成 30 年 2 月 16 日	千葉市職員の管理職手当に関する規則の改正
平成 30 年 3 月 8 日	千葉市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の改正
平成 30 年 3 月 27 日	(1) 千葉市職員の管理職手当に関する規則の改正 (2) 千葉市職員退職手当支給条例施行規則の改正

第4章 公平審査関係業務

1 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるかとされている。

人事委員会は、事案について審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については権限を有する機関に対して必要な勧告を行わなければならないとされている。

なお、本年度において措置要求はなかった。

2 不利益処分に関する審査請求

職員は、分限、懲戒処分等その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して審査請求をすることができるかとされている。

人事委員会は、事案について審査を行い、その結果に基づいて、処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、職員の受けた不利益な身分取扱いを是正するための指示をしなければならないとされている。

なお、本年度において審査請求はなかった。

3 苦情相談

職員は、人事委員会に対し、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を行うことができるとされている。

職員相談員（人事委員会が指名する事務局の職員）は、申出人に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、指導あっせん等を行うこととされている。

なお、本年度における苦情相談は、7件であった。

第5章 職員団体関係業務

1 職員団体の登録

職員団体の登録制度は、職員団体が自主的かつ民主的に組織されていることを中立機関としての人事委員会が公証することによって、健全な労使関係の形成を促進しようとするものである。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

(平成30年3月31日現在)

職員団体の名称	事務所所在地	単一体・ 連合体の別	法人格 の有無	登録年月日
千葉県職員労働組合	千葉市中央区千葉港2番1号	単一体	有	昭和42年7月10日
千葉県職員労働組合 学 校 支 部	千葉市中央区千葉港2番1号	単一体	無	昭和63年11月9日
千葉県教職員組合	千葉市美浜区高浜3丁目1番3号	単一体	有	平成4年7月24日
全統一千葉県非常勤 職 員 組 合	東京都台東区上野1丁目12番6号	単一体	無	平成8年3月8日
千葉県保育所等臨時・非常勤職員連絡会	千葉市中央区中央4丁目13番10号	単一体	無	平成8年3月8日
全千葉県教職員組合	千葉市中央区長洲1丁目10番地8	単一体	有	平成9年1月30日
千葉県立稲毛高等学校 教 職 員 労 働 組 合	千葉市美浜区高浜3丁目1番1号	単一体	無	平成14年5月22日
千葉県立千葉高等学校 教 職 員 ユ ニ オ ン	千葉県稲毛区小仲台 9丁目46番1号	単一体	無	平成15年10月22日

2 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異質であり、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなることから、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされているものである。

管理職員等の範囲は、管理職員等の範囲を定める規則により次のとおり定められている。

なお、理事、会計管理者、局付、部付、危機管理監、医監、参事、技監、参与、専門員、総括主幹及び主幹の職を有する者も管理職員等である。

(平成30年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長、次長、課長、課長補佐
市 長 事 務 部 局	局長、担当局長、次長、部長、担当部長、公室長、課長、担当課長、室長、課長補佐、担当課長補佐、総務課の主査（議案の審査に関する事務を担当する者に限る。）、政策法務課（市政情報室を除く。）の主査、人事課の主査（職員の任免、分限、懲戒、服務、組織管理、定数管理又は事務の監察に関する事務を担当する者に限る。）、給与課の主査、人材育成課の主査（職員の健康管理又は研修の計画に関する事務を担当する者に限る。）、資金課の主査（財政の計画を担当する者に限る。）、財政課の主査、管財課の主査（庁舎内の保安及び警備に関する事務を担当する者に限る。）、政策法務課（市政情報室を除く。）の副主査、主任主事、主事、人事課の副主査、主任主事、主任技師、主事、技師（いずれも職員の任免、分限、懲戒、服務、組織管理、定数管理又は事務の監察に関する事務を担当する者に限る。）、給与課の主査補、副主査、主任主事、主事（いずれも職員団体、職員の勤務時間その他勤務条件に関する事務を担当する者に限る。）
東 京 事 務 所	所長、副所長
市 税 事 務 所	所長、課長、課長補佐
市 税 出 張 所	所長
高原千葉村管理事務所	所長
消 費 生 活 セ ン タ ー	所長、所長補佐
動物保護指導センター	所長、所長補佐
桜木霊園管理事務所	所長
平和公園管理事務所	所長
保 健 所	所長、次長、課長、課長補佐
環 境 保 健 研 究 所	所長、課長、課長補佐
障 害 者 相 談 セ ン タ ー	所長、所長補佐
こころの健康センター	所長、所長補佐
青少年サポートセンター	所長、所長補佐、担当所長補佐
少 年 自 然 の 家	所長

保 育 所	所長
認 定 こ ど も 園	園長
児 童 相 談 所	所長、担当課長、所長補佐
環 境 情 報 セ ン タ ー	所長
環 境 事 業 所	所長、所長補佐
清 掃 工 場	場長
新 浜 リ サ イ ク ル セ ン タ ー	所長、所長補佐
廃 棄 物 埋 立 管 理 事 務 所	所長
公 営 事 業 事 務 所	所長
地 方 卸 売 市 場	場長、場長補佐
農 政 セ ン タ ー	所長、課長、課長補佐
土 地 区 画 整 理 事 務 所	所長、所長補佐
公 園 緑 地 事 務 所	所長、所長補佐
動 物 公 園	副園長、副園長補佐
土 木 事 務 所	所長、課長、課長補佐
浄 化 セ ン タ ー	所長、所長補佐
区 役 所	区長、副区長、課長、所長、室長、課長補佐、所長補佐
市 民 セ ン タ ー	所長
保 健 福 祉 セ ン タ ー	所長、課長、室長、課長補佐
会計管理者の事務補助組織	室長、室長補佐、主査（出納に関する事務を担当する者に限る。）
教育委員会事務局	教育次長、部長、課長、担当課長、統括指導主事、統括管理主事、課長補佐、担当課長補佐、教育職員課の主任管理主事、管理主事、総務課の主査（教育委員会規則の審査又は法規事務に関する事務を担当する者に限る。）、教育職員課の主査（職員の任免、分限、懲戒、服務、組織管理、定数管理、職員団体、福利厚生、健康管理、給与、勤務時間その他勤務条件に関する事務を担当する者に限る。）、教育職員課の主査補、副主査、主任主事、主事（いずれも職員の任免、分限、懲戒、服務、組織管理、定数管理、職員団体、勤務時間その他勤務条件を担当する者に限る。）
学 校 給 食 セ ン タ ー	所長、所長補佐
教 育 セ ン タ ー	所長、副所長、室長
養 護 教 育 セ ン タ ー	所長、副所長

公 民 館	館長、副館長
青 少 年 セ ン タ ー	所長、所長補佐
博 物 館	館長、副館長
埋蔵文化財調査センター	所長
図 書 館	館長、課長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐、副館長
小 学 校	校長、教頭
中 学 校	校長、副校長、教頭
高 等 学 校	校長、教頭、事務長
特 別 支 援 学 校	校長、教頭
選挙管理委員会事務局	事務局長、次長、次長補佐
区選挙管理委員会事務局	事務局長、課長、課長補佐
人 事 委 員 会 事 務 局	事務局長、次長、次長補佐、主査、副主査、主任主事
監 査 委 員 事 務 局	事務局長、課長、課長補佐
農 業 委 員 会 事 務 局	事務局長、次長、次長補佐

第6章 労働基準関係業務

職員に対しては、原則として労働基準法、労働安全衛生法等の適用があるが、地方公務員法第58条第5項の規定により、現業職員以外の職員に関する労働基準監督機関の職権は、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うこととなっている。

労働基準監督機関が行使する主な権限には、①解雇予告除外認定（労基法20条）、②非常災害時の時間外休日労働の許可（労基法33条）、③時間外休日労働の協定の届出の受理（労基法36条）、④安全管理者又は衛生管理者の増員又は解任の命令（労安法11、12条）、⑤ボイラー等の検査（労安法38、39、41条）等がある。本年度は、解雇予告除外認定を2件、時間外休日労働に関する協定届を190件、衛生管理者選任報告を15件、ボイラー等の検査結果報告書を1件受理した。

労働基準法適用の事業区分により人事委員会及び労働基準監督署が職権を行使する事業所は、次のとおりである。

（平成30年3月31日現在）

所管	事業区分	事業所名
人事委員会	第12号	高原千葉村管理事務所、環境保健研究所、農政センター、動物公園、青少年サポートセンター、教育センター、養護教育センター、公民館（6）、南部青少年センター、博物館（2）、埋蔵文化財調査センター、図書館（7）、小学校（調理場を除く。）（112）、中学校（55）、高等学校（2）、特別支援学校（調理場を除く。）（3）、消防学校
	官公署の事業 （別表第1に掲げる事業を除く。）	本庁、東京事務所、市税事務所（2）、市税出張所（4）、児童相談所（一時保護班を除く。）、障害者相談センター、環境情報センター、地方卸売市場、土地区画整理事務所（3）、区役所（6）、保健福祉センター（健康課を除く。）（6）、市民センター（12）、消費生活センター、教育委員会事務局、消防局、消防署（6）、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、議会事務局

労働基準監督署	第 1 号	浄化センター(2)、学校給食センター(3)、小学校・特別支援学校調理場、水道局、水道事業事務所
	第 3 号	土木事務所(4)
	第 13 号	動物保護指導センター、保健所、認定こども園(2)、保育所(58)、児童相談所一時保護班、こころの健康センター、保健福祉センター健康課(6)、病院局、病院(2)
	第 14 号	公営事業事務所、公園緑地事務所(5)
	第 15 号	桜木霊園管理事務所、平和公園管理事務所、環境事業所(3)、清掃工場(2)、新浜リサイクルセンター、廃棄物埋立管理事務所

第7章 人事委員会規則の制定改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができる」とされている。

本年度において、本委員会が制定改廃した規則等は次のとおりである。

公布年月日	名称	番号	概要
平成29年7月21日	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	平成29人委規則第9号	新たに職員採用試験の一部を任命権者に委任する改正
平成29年7月21日	千葉県人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部改正	平成29人委訓令(甲)第1号	任命権者に委任した採用試験に係る事務に係る改正
平成29年7月21日	千葉県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	平成29人委規則第10号	(公財)千葉県みどりの協会の消滅に伴う改正
平成29年7月21日	千葉県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	平成29人委規則第11号	(公財)千葉県みどりの協会の消滅に伴う改正
平成29年12月22日	職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	平成29人委規則第12号	給与改定に伴う昇格時号給対応表の改正
平成30年3月8日	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	平成30人委規則第1号	組織改正等に伴う所要の改正
平成30年3月20日	平成30年4月1日における号給の調整に関する規則	平成30人委規則第2号	給与制度の総合的見直しの完了に伴う昇給回復に係る規定の整備
平成30年3月27日	職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	平成30人委規則第3号	組織改正により生じる職の改廃に伴う規定の整備
平成30年3月27日	職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	平成30人委規則第4号	県費負担教職員の権限移譲に伴う査定昇給に係る規定の整備